

水戸市告示第378号

水戸市感震ブレーカー設置補助金交付要項を次のように定める。

令和8年10月8日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市感震ブレーカー設置補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地震発生時における電気を起因とする住宅からの出火を防止するため、感震ブレーカー設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「感震ブレーカー」とは、地震発生時に一定以上の揺れを感知した場合に住居内の電気を自動で遮断する装置であって、感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン（平成27年2月大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会）に基づく性能評価の認証を受けたものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の一戸建ての住宅又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分（居住の用に供するものに限る。）（以下「設置対象住宅等」という。）への感震ブレーカーの設置とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を実施する者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 設置対象住宅等を現に所有し、又は所有することが見込まれること。
- (2) 設置対象住宅等に現に居住し、又は居住することが見込まれること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、感震ブレーカーの購入費及び設置工事費を合計した額（以下「補助対象経費」という。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）又は50,000円のいずれか低い額とする。

(交付の制限)

第6条 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。ただし、転居等により他の設置対象住宅等に補助事業を実施するときは、この限りでない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、水戸市感震ブレーカー設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置対象住宅等の位置図
- (2) 第4条各号に掲げる要件を満たすことを証する書類

- (3) 感震ブレーカーの仕様を確認することができる書類
 - (4) 感震ブレーカーを設置する場所を確認することができる図面及び写真
 - (5) 感震ブレーカーの購入費及び設置工事費の見積書の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、水戸市感震ブレーカー設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、水戸市感震ブレーカー設置補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第7条の規定により申請した事項の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の変更（20パーセントを超えない範囲の変更を除く。）をしようとするとき。
- (3) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、水戸市感震ブレーカー設置補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、第8条の規定による交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの購入費及び設置工事費の領収書の写し
- (2) 感震ブレーカーの設置後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、水戸市感震ブレーカー設置補助金額確定通知書（様式第5号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、水戸市感震ブレーカー設置補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 交付決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和8年11月9日から施行する。

住所氏名電話番号

水戸市感震ブレーカー設置補助金の交付を受けたいので、水戸市感震ブレーカー設置補助金交付要項第7条の規定により下記のとおり申請します。

1 設置場所

所 在 地	
住 宅 区 分	☐ 一戸建て住宅 ☐ 区分所有
	☐ 新築 ☐ 既存

種 別 等	☐ 分電盤タイプ（内蔵型） ☐ 分電盤タイプ（後付型） ☐ コンセントタイプ（ 個） ☐ 簡易タイプ ※ コンセントタイプは、設置個数も記入してください。
製 品 情 報	メーカー名 製品名・品番

3 交付申請額 円
(内訳：購入費 円、設置工事費 円)

- (1) 設置対象住宅等の位置図
- (2) 水戸市感震ブレーカー設置補助金交付要項第4条各号に掲げる要件を満たすことを証する書類
- (3) 感震ブレーカーの仕様を確認することができる書類
- (4) 感震ブレーカーを設置する場所を確認することができる図面及び写真
- (5) 感震ブレーカーの購入費及び設置工事費の見積書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 次の事項に同意した場合は、第2号に掲げる書類の一部又は全部を省略することができます。

☐ 対象要件の該当性を審査するため、市長が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料について他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

第 号
年 月 日

様

水戸市長

水戸市感震ブレーカー設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった水戸市感震ブレーカー設置補助金の交付については、下記のとおり決定したので、水戸市感震ブレーカー設置補助金交付要項第 8 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市感震ブレーカー設置補助金交付要項を遵守すること。
- (2) 交付条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) 補助金の額は、水戸市感震ブレーカー設置補助金交付要項第11条の規定により、補助事業の成果を審査し、適合すると認めるときに確定する。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住 所
氏 名
電話番号

水戸市感震ブレーカー設置補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた水戸市感震ブレーカー設置補助金について、下記のとおり変更等をしたいので、水戸市感震ブレーカー設置補助金交付要項第 9 条の規定により申請します。

記

1 変更等の内容

変更前	変更後

2 変更等の理由

3 添付書類

- (1) 変更等の内容が確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第10条関係）

年 月 日

水戸市長

様

住 所
氏 名
電話番号

水戸市感震ブレーカー設置補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた感震ブレーカーの設置が完了したので、水戸市感震ブレーカー設置補助金交付要項第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 設 置 日 年 月 日
- 2 設 置 総 額 金 円
(内訳：購入費 円、設置工事費 円)
- 3 交付申請額 金 円
- 4 交付決定額 金 円
- 5 添 付 書 類
 - (1) 感震ブレーカーの購入費及び設置工事費の領収書の写し
 - (2) 感震ブレーカーの設置後の写真
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

水戸市感震ブレーカー設置補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告があった水戸市感震ブレーカー設置補助金については、下記のとおり額を確定したので、水戸市感震ブレーカー設置補助金交付要項第11条の規定により通知します。

記

確定額 金 円

様式第 6 号（第12条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住 所
氏 名
電話番号

水戸市感震ブレーカー設置補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった水戸市感震ブレーカー設置補助金について交付を受けたいので、水戸市感震ブレーカー設置補助金交付要項第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協						
支店名	本店・支店・支所・出張所						
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）						
口座番号							
口座名	フリガナ						

※ 振込先が確認できる書類（通帳の写し等）を添付してください。